

# 1 主な取組 (1) 環境・生活・衛生・廃棄物

## 被災直後の状況・課題

住家被害は、全壊・半壊を合わせて約24万棟に上ったほか、震災当日は鉄道などの公共交通機関のほとんどが運行を中止し、仙台市内を含め、多くの帰宅困難者が発生しました。

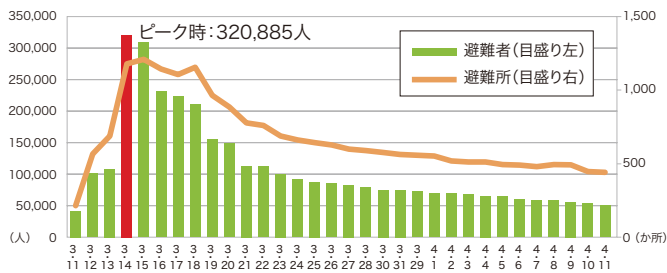
電気やガス、水道などのライフラインがストップし、営業を続けた商店も少なかったため、多くの被災者が食料等の支援助物を求めて、避難所に身を寄せました。

県内には、35市町村に最大で1,323の避難所が開設されました。また、避難者数はピーク時(平成23年3月14日)に、1,183の避難所で320,885人に上りました。

震災後、被災者をはじめ、県民生活は不安定な状況が続いていたことから、食料や日用品等の生活物資や生活拠点を確保し、一日も早く回復させることが緊急の課題でした。

また、応急仮設住宅等での避難生活により、入居者の孤立死や生活不活発発病の発生等が懸念されたことから、被災者の住環境の改善とともに、避難生活の安定確保が課題となりました。

■グラフ: 発災後1か月間の避難者数・避難所数の推移(宮城県公表値)



大津波は、家屋をはじめ、家財道具、家電製品、車など、多くの財産を奪い去り、津波が引いた後の土地は、流された大量のがれぎで覆われていました。

発生した災害廃棄物の総量は、当初、最大で1,800万tと推計されました。

これは県内で通常1年間に排出される一般廃棄物の約23年分に相当する膨大な量でした。また、災害廃棄物は、海へも大量に流出し、養殖漁業をはじめ沿岸漁業の支障となりました。



写真: 災害廃棄物一次仮置き場(名取市)

また、県内各地の社会基盤が甚大な被害を受けたため、長期間にわたってエネルギー供給が滞りました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、電力不足や災害時におけるエネルギー確保の難しさが再認識されました。

この教訓を踏まえ、被災市町においては、新しいまちづくりの方向性の一つとして、スマートシティやエコタウンの形成など、再生可能エネルギーの活用等を、復興計画に掲げました。

■表: 県内におけるライフラインの被害・復旧状況(平成24年3月現在)

| 区分    | 被災直後(被害状況・数)    | 被災直後 補足        | 復旧状況                          |
|-------|-----------------|----------------|-------------------------------|
| 広域水道  | 被災箇所数 150箇所     | 石巻地方広域水道企業団を除く | H23.4.16復旧                    |
| 上水道   | 供給支障 約61万2,000戸 | 県内全市町村         | H23.9.30復旧                    |
| 工業用水道 | 被災箇所数 133箇所     |                | H23.4.22復旧                    |
| 下水道   | 被災下水管延長 423km   |                | 被災処理場内で、沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧中 |
|       | 被災処理場数 38箇所     |                |                               |
| 電気    | 供給支障 約142万戸     |                | H23.6.18復旧                    |
| ガス    | 供給支障 13市町       |                | H23.12.11復旧                   |
| 通信    | 不通 約76万回線       |                | H23.5.6復旧                     |

※復旧にはサービス提供困難な津波被災地分を含まない

## 被災者の生活環境の確保

食料品や日用品などの必要な物資を確保するとともに、応急仮設住宅等の集会所等における健康相談を行ったほか、民間賃貸借上住宅(みなし仮設住宅)の入居者を対象とした健康調査を実施して、調査結果を市町村に提供し、連携した対応を検討するなど、被災者の体調管理に取り組みました。

また、避難者の当面の生活拠点として、応急仮設住宅(プレハブ住宅)を406団地22,095戸整備したほか、みなし仮設住宅等を合わせて、平成24年4月までに、48,346戸の仮設住宅等を提供しました(入居戸数47,861戸)。



写真: 応急仮設住宅(プレハブ住宅)(仙台市)

併せて、応急仮設住宅(プレハブ住宅)には、仮設集会所等のコミュニティスペースを設置するとともに、被災した高齢者等が安心して生活できるよう見守り支援等の援助を行う市町サポートセンターの設置を進めました。平成23年9月には、各サポートセンターの後方支援組織として、宮城県サポートセンター支援事務所を開設し、生活支援相談員の研修会等を実施するなど、被災者のケアと地域コミュニティの維持・再構築に向けた支援体制を整えました。

被災者の生活再建に向け、消費生活センターや県民サービスセンターにおいて各種消費生活に関する情報を提供したほか、被災



写真: 災害公営住宅(塩竈市)

者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給しました。また、震災により家族を失った被災者や障害を負った被災者に対する災害弔慰金、災害障害見舞金を支給しました。

住宅の復興に際しては、災害公営住宅の供給を進めるとともに、二重ローンを抱えた被災者への既住宅ローンにかかる利子助成を行うなど、被災者の経済的負担の軽減を図りました。

また、壊滅的な被害を受けた離島航路や阿武隈急行、バス事業者に対して、旅客ターミナル等の復旧や運行支援に取り組みました。

## 廃棄物の適正処理

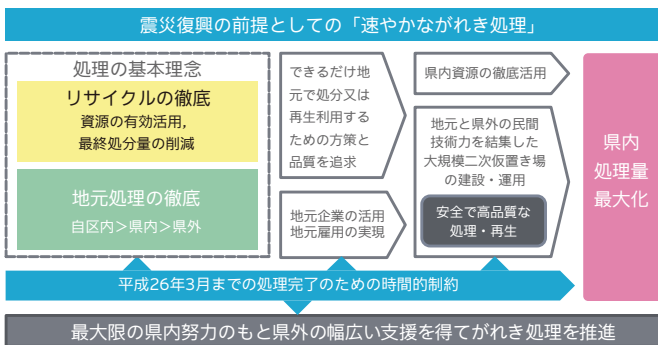
災害廃棄物の処理を行う市町においても、庁舎等が被災し、多くの職員が犠牲になるなどの甚大な被害を受け、行政機能が低下したことに加えて、今回のような膨大な災害廃棄物の処理は誰も経験したことがない規模であり、困難を極めました。

県では、震災直後に「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置するとともに、国に対して、法の弾力的運用や財政措置等を要請しました。平成23年3月27日、国より県が市町村に代行して処理することが可能との考えが示されたことから、翌28日、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により市町から災害廃棄物処理を受託すること及び早期復興のために概ね3年以内に処理を完了させること等に関する「災害廃棄物処理の基本方針」を定めました。平成23年5月には、災害廃棄物の撤去・運搬・分別・処理の方法に関する「災害廃棄物処理指針」を市町に示しました。

また、平成23年8月には、環境省のマスタープランに基づく「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第一次案）」を策定し、沿岸市町について、既存の市町や一部事務組合の枠を越えた地域ブロック単位で、県が処理を実施することにしました。

この実行計画については、平成24年7月には、被災地に散乱した災害廃棄物の集積がほぼ終了し、県が処理を受託した各ブロック・処理区における処理業務の発注も全て終了したことから、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第2次案）」として改訂しました。さらに、平成25年4月には県の処理プラントが全て本格稼働したため、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」として改訂しました。

■図：がれき処理の基本的な考え方



県では、沿岸12市町から受託した処理を進めるため、気仙沼市、南三陸町、石巻市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町に二次仮置き場を設置し、処理を行いました。焼却処理については、平成26年1月までに県内全ての処理を終了し、焼却灰の最終処分など残る全ての処理についても平成26年3月までに完了しました。



写真：災害廃棄物二次仮置き場（石巻市）

※県受託分の最終的な処分量は972万t（通常1年間に排出される一般廃棄物の約14年分に相当）

### 持続可能な社会と環境保全の実現

地球温暖化に加え、震災によるエネルギー供給が逼迫するという状況にあったことから、県では、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入などを促進しました。

平成24年6月には、「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」

を策定し、震災復興にあわせた再生可能エネルギーの導入を加速化するため、新エネルギー・省エネルギー設備や住宅用太陽光発電設備の導入支援のほか、防災拠点施設への再生可能エネルギーや蓄電池の導入支援を行いました。



写真：公共施設に設置された太陽光発電設備（七ヶ浜町）

また、沿岸市町や民間事業者等により構成した「みやぎスマートシティ連絡会議」において、新しいまちづくりを行う市町や民間事業者等の取組に関する情報共有を行ったほか、再生可能エネルギー関連産業の誘致や県有地への大規模太陽光発電所（メガソーラー）導入に向けた検討を行いました。

森林の多面的機能を維持増進するため、間伐等の森林整備や県産材の安定供給、木材利用の推進などの支援を行うとともに、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりを推進するため、森林吸収オフセット・クレジット制度の普及に取り組みしました。

また、県では、環境省の「三陸復興国立公園創設を核としたグリーン復興ビジョン」を活用した観光客等の誘致等による復興の加速化を図るため、資源調査や関係市町との意見交換、有識者会議等により、今後のハード・ソフトによる取組の在り方を検討するとともに、地元の機運醸成のためのシンポジウムを開催しました。また、国内外に向けたパンフレットを作成するなど、広報の強化にも取り組みました。



写真：適正に管理された森林

また、県では、環境省の「三陸復興国立公園創設を核としたグリーン復興ビジョン」を活用した観光客等の誘致等による復興の加速化を図るため、資源調査や関係市町との意見交換、有識者会議等により、今後のハード・ソフトによる取組の在り方を検討するとともに、地元の機運醸成のためのシンポジウムを開催しました。また、国内外に向けたパンフレットを作成するなど、広報の強化にも取り組みました。



写真：三陸復興国立公園（気仙沼市）



### 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災者の生活の再建に向けた良好な生活環境の確保は最重要課題であり、一層の加速化が求められています。
- 災害廃棄物の処理は、県外自治体の協力も得ながら、「復旧期」で完了しました。
- 災害公営住宅の整備は着実に進展していますが、用地確保等の課題によりやや遅れており、更なる加速化が必要です。
- 仮設住宅での生活が長期化し、被災者の心身への影響が懸念されることから、見守り活動や健康支援等の避難生活を支える取組を充実させるほか、地域コミュニティ再生と被災地の活力創出に向けた支援策を講じる必要があります。
- 運休中のJR各線については、1日も早い運行再開に向けて、関係機関との調整を進めていくことが必要です。
- スマートシティ（エコタウン）形成の実現に向け、実効性のある取組につながるよう市町村への支援が必要です。



# 1 主な取組 (2) 保健・医療・福祉

## 被災直後の状況・課題

沿岸部を中心に病院など多くの医療機関が被災し、避難所として使用されるなど、地域の医療提供体制は大きく失われました。全壊となった医療機関は、病院が5施設、診療所が126施設に上り、震災直後には、診療機能を失った沿岸部から内陸部へ患者が集中しました。



写真：保健活動支援チームの活動風景(気仙沼市)

ライフラインや交通通信網が遮断された環境で、県内医療施設や関係団体による懸命の努力や世界中から集結した医療チームによる献身的な活動により、救命活動や応急医療の体制が維持されました。

沿岸部を中心に、多くの子どもたちが被災し、その中には、親を亡くした子どもも多数確認されており、本県の震災孤児は136人、震災遺児は921人(平成26年3月31日現在)となっています。また、震災による辛い経験で、心のケアが必要となるなど、多くの子どもたちが支援を必要としていました。

震災では、住家だけでなく、家族や親戚、親しい友人などが犠牲になり、多くの被災者が心に大きな傷を負いました。

避難所では、多数の被災者が、段ボール等で間仕切りされただけのプライバシーが確保されにくい空間での生活を送るなど、精神的なストレスが慢性的に続き、体調を崩す被災者もいました。

震災により被災した社会福祉施設は、全壊・半壊合わせて、児童福祉施設が77施設、障害者福祉施設が35施設、高齢者福祉施設が201施設に及びました。

## 安心できる地域医療の確保

被災地では、地域医療機能の回復が最優先とされ、全国の関係機関による協力・連携の下、被災者への医療提供に全力が注がれました。県では、速やかに国に対して、医師や看護師等で構成される医療救護班の派遣について要請するとともに、全国都道府県等に対して災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣要請を行い、ピーク時には120近くのチームが県内の避難所等において、医療救護活動や病院支援等を行いました。



写真：仮設診療所(南三陸町)

震災により診療機能が失われた地域においては、仮設診療所(内科4箇所、歯科6箇所)や仮設薬局を整備するとともに、地域の医師不足の解消に向けて、宮城県ドクターバンク事業による医師確保の取組を強化しました。

また、避難所や応急仮設住宅等における避難生活の長期化に伴う被災者の健康状態の悪化や健康不安、生活不活発病等を予防するため、仮設住宅集会所等における専門職等による健康相談や、在宅避難者を含めた訪問指導等を行いました。

市町村による応急仮設住宅(プレハブ住宅)入居者に対する健康調査が実施される一方で、民間賃貸借上住宅(みなし仮設住宅)入居者の健康状態の把握が課題となったため、平成24年1月に、県は市町村と共同で「民間賃貸借上住宅等入居者健康調査」を実施しました。



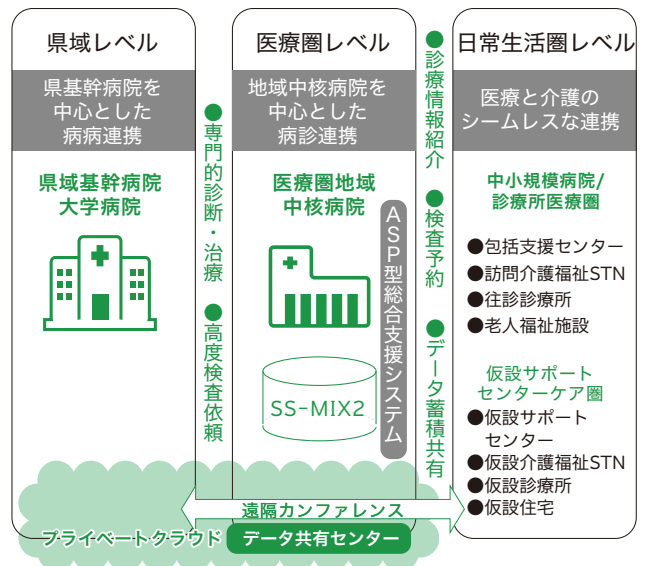
写真：仮設住宅入居者の健康づくり活動(名取市)

また、平成24年度からは、市町の負担を軽減するため、応急仮設住宅(プレハブ住宅)入居者の健康調査も市町と共同で実施することになりました。

そのほか、被災した社会福祉施設における施設の復旧を早期に進めるとともに、震災の教訓を踏まえた災害に強い体制づくりや介護等の必要な人材確保のための取組を支援しました。

さらに、医療従事者の不足が懸念されるなか、ライフサイクルに応じた切れ目のない医療提供体制を推進するため、ICT(情報通信技術)を活用した地域医療連携システムを構築し、病院や診療所、福祉施設、在宅福祉サービス事業者等の間における連携を強化するとともに、情報共有を進めるため、「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」における医療福祉情報ネットワークシステムの構築を支援しました。

■図：地域医療福祉情報連携基本コンセプト[みやぎモデル]



## 未来を担う子どもたちへの支援

震災により親を亡くした子どもも多く、保護が必要となった子どもの養育のため、里親や児童福祉施設等での生活の場の確保や、「子どもの心のケアチーム」による巡回相談など、被災した子どもの心のケアに取り組みました。

また、震災孤児等の支援のために寄せられた寄附金を活用し、親を亡くした子どもたちが将来に希望を持って成長していけるよう支援するため、平成23年10月に「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置し、保護者を亡くした未就学児から大学生に対して、支援

金・奨学金の支給を始めました。

震災で被災した児童福祉施設の復旧を支援するとともに、被災者支援等の目的により保育料等の減免を行った市町村に対する支援を行いました。

応急措置として仮設の保育所の整備や、津波等で流失した設備や備品の購入費用等に対する支援も行いました。

また、被災した児童館や子育て支援センター等の子育て関連施設の復旧を支援したほか、被災した県立児童福祉施設の復旧に取り組みました。

震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されたことから、「子育て支援を進める県民運動」を再開し、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、次世代育成支援対策地域協議会の提言を踏まえ、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助等、子育て支援施策の推進に取り組みました。

また、震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待や配偶者暴力(DV)等の増加が懸念されたことから、児童相談所等における相談支援を行うとともに、DV被害者保護のための関係機関との連携や普及啓発等に取り組みました。

震災の影響で、親の勤務形態が変わるなど、様々なニーズに対応した保育サービス等の実施を促進するため、保育所における休日保育や延長保育等の実施や放課後児童クラブの実施に対する支援を行いました。



写真：仮園舎で再開した吉田保育所(巨理町)

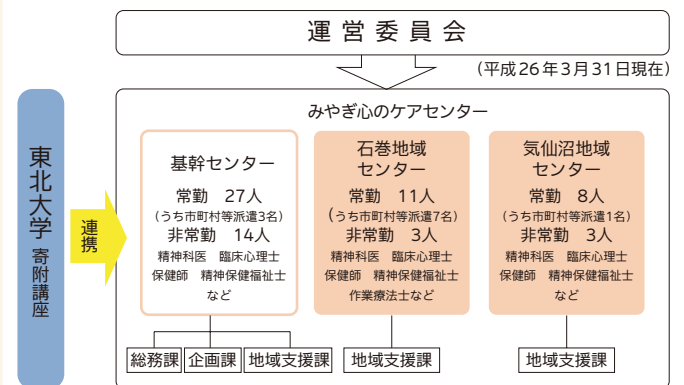
■表：震災孤児・遺児数(東日本大震災みやぎこども育英基金給付状況)  
(平成26年3月31日現在)

| 区分   | 支援金  |      | 奨学金  |      |        | 合計 |
|------|------|------|------|------|--------|----|
|      | 未就学児 | 小学生  | 中学生  | 高校生  |        |    |
| 震災孤児 | 10人  | 53人  | 29人  | 44人  | 136人   |    |
| 震災遺児 | 206人 | 303人 | 203人 | 209人 | 921人   |    |
| 合計   | 216人 | 356人 | 232人 | 253人 | 1,057人 |    |

## だれもが住みよい地域社会の構築

震災により心に傷を負った被災者等に対する心のケアなど、在宅及び避難所等の被災者を長期的に、きめ細やかにサポートする相談診療体制を構築するため、平成23年12月に「みやぎ心のケアセンター」を、平成24年4月には、気仙沼市と石巻市に「地域センター」を開設し、これらの施設を核として、関係市町村等との連携のもと、相談等の被災者支援を行うとともに、支援者に対する研修会開催や人材育成等を行いました。

■図：「みやぎ心のケアセンター」体制図



被害を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設等の応急的な整備を支援し、入居者に対する施設サービスの早期復旧・再開を推進するとともに、被災地域のニーズを踏まえ、在宅や応急仮設住宅の高齢者や障害者等が必要な在宅サービスを受けられるよう、体制整備を進めました。

地域の支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備に対する補助等を行うとともに、仮設住宅団地に設置したサポートセンターの生活相談支援員等による見守り体制を構築し、高齢者等、誰もが安心して生活できる地域コミュニティの再生を促進しました。



写真：仮設住宅の見守り支援(岩沼市)



写真：復旧した高齢者福祉施設(石巻市)

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 地域における被災者の暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の一日も早い回復が求められています。
- 医師や看護師等の医療人材不足について、これまでの取組を充実させながら、安定した医療提供体制が確保できるよう、長期展望に立った対策を講じることが必要です。
- 被災地では、高齢者や障害者が安心して暮らしていくために必要な環境整備が課題であり、保健・医療・福祉分野の連携による地域包括ケア体制の構築に向けた取組を、関係者との連携の下、推進することが必要です。
- 心のケアが必要な被災者は、年齢を問わず増加が見込まれており、精神面での相談支援体制の強化が求められ、特に子どもについては、教育分野をはじめ関係機関との情報の共有と連携を図りながら進めていくことが必要となっています。



# 1 主な取組 (3) 経済・商工・観光・雇用

## 被災直後の状況・課題

津波によるものづくり産業への影響は甚大で、沿岸部を中心に、工場や機械設備の損壊・流出等による生産停止が相次ぎ、その被害額は4,526億円に上りました。

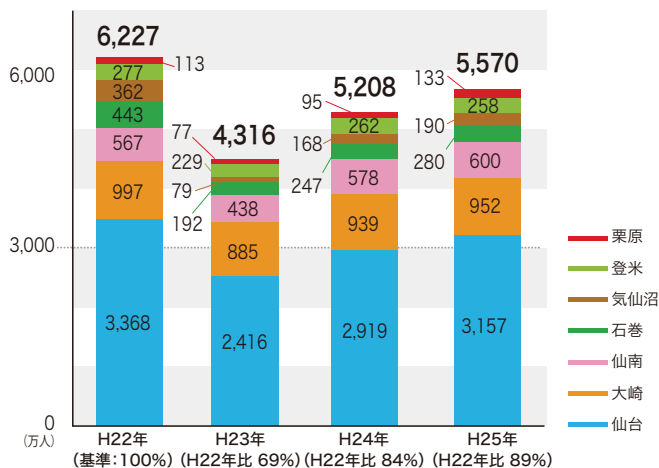
一方、内陸部の自動車関連産業や高度電子機械産業等においても、道路・鉄道・港湾・空港などの広域物流インフラが分断されたことによるサプライチェーン(部品供給・調達網)の寸断・混乱が発生しました。

また、沿岸部の水産加工業等では、復旧までの間、商品供給がストップしたことなどによる販路の喪失等が大きな課題となりました。

沿岸部市町の中心市街地における商店・飲食店等の被害も甚大で、店舗建物や商品等の損壊・流出による被害額は1,450億円に上りました。

震災直後から、全国的な自粛ムードによる各種イベントの中止や個人消費の低迷、観光客の大幅な減少など、観光市場にも大きな影響を及ぼしました。

■グラフ:県全体及び圏別観光客入込数の推移(県観光統計より作成)

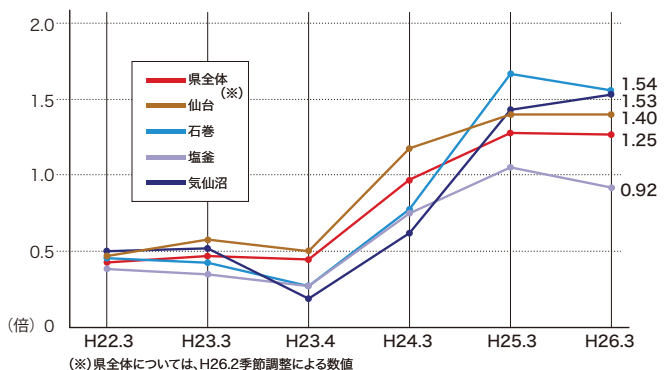


被災した事業者の多くは、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれ、従業員の解雇や休業、新規学卒者の内定取り消し等の雇用問題が発生しました。

県内における震災直後の雇用情勢は著しく悪化し、多くの被災者が離職を余儀なくされ、ピーク時には、約65,000人が休業状態となりました。

一方で、がれき処理や復興関連工事等に従事する人材需要の増加が予想されましたが、求人側と求職者側のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」が懸念されました。

■グラフ:有効求人倍率の推移(公共職業安定所別)



## ものづくり産業の復興

震災により被災した事業者は、県内の商工会、商工会議所の会員で、11,425社に上ります。県では、市町村や関係機関と連携し、被災した事業者の早期事業再開に向けた相談体制の整備や損壊した工場や設備等の復旧に対する支援を行いました。



写真:復旧が進む水産加工工場(南三陸町)

平成23年11月には、金融機関などの協力のもと、「宮城県産業復興相談センター」を開設し、専門家による相談体制を整備するとともに、同年12月に設立された「宮城産業復興機構」や平成24年3月に設立された「東日本大震災事業者再生支援機構」等と連携し、被災事業者が抱える様々な課題の解決を図り、早期事業再開・経営安定化を支援しました。

また、中小企業基盤整備機構の「仮設施設整備事業」を活用し、14市町の142箇所(建設中を含む)で、仮設店舗・工場等が整備されたほか、「復旧・復興支援事業(中小企業等グループ補助金)」を活用し、約3,700事業者が復旧に取り組みました。

県産業技術総合センターでは、工場や設備を失った中小企業等に対して、施設や機器を開放するとともに、技術面での相談助言や試験分析等の支援を行いました。



写真:取引拡大に向けた商談会

また、生産停止により失った販路等の回復や取引拡大に向けて、「みやぎ自動車産業振興協議会」や「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」等において、セミナーや商談会等の開催や展示会への出展支援等、産学官連携による支援に取り組みました。

被災地の産業再生には、復旧・復興にとどまらず、中長期的な視点に立った産業発展が不可欠であることから、被災企業の早期復旧・復興に向けた支援とともに、起業の促進や企業誘致等による企業立地を促進しました。

平成24年2月9日には「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」の認定を受け(県と34市町の共同申請)、沿岸部を中心に、震災により甚大な被害を受けたものづくり関連産業の早期再生を促進するための税制特例を新たに設け、「自動車関連産業」をはじめ、「食品関連産業」「医療・健康関連産業」など8業種の産業集積を図りました。

## 商業・観光の再生



写真：仮設商店街(名取市・開上さいかい市場)

沿岸部の低平地部に形成されていた中心市街地は、そのほとんどが津波による壊滅的な被害を受け、商店街や商業地も店舗や設備が流出・損壊するなど、被害は甚大でした。地域の商業は震災前から疲弊し、経営面で多くの課題を抱えていましたが、震災により店舗や設備

などを失った商業者にとって、事業再開はかなり高いハードルとなりました。

県では、関係機関と連携し、事業者の事業再開に向けた総合的な相談援助を実施するとともに、中小企業基盤整備機構による共同仮設店舗等の整備に加えて、商店の事業再開に要する経費の補助を行うなど、早期の事業再開を推進しました。

沿岸部では、新しい市街地形成に時間を要するため、仮設店舗等による商店街が各地に形成されました。

震災直後からの観光自粛ムードや風評被害などにより、本県への観光客は大きく減少しました。

観光振興は、震災からの復興に取り組む本県にとって、被災地域の経済面での復興・発展を牽引する重要な役割を担っており、観光自粛・風評の影響を払拭し、国内外からの観光客誘致を早急に進めるための情報発信や、首都圏等でのキャラバンによる誘客活動を実施しました。



写真：「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」仙台駅で行われたオープニングセレモニー

平成25年4月～6月には、関係機関が連携し、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が行われ、官民一体となった誘客活動を展開しました。

ホテルや旅館、民宿などの宿泊施設、観光遊覧船、観光案内所など、被災した観光施設に対して、「復旧・復興支援事業(中小企業等グループ補助金)」を活用して、復旧に必要な費用を支援しました。

津波の被害が大きかった地域では、被災者が被災体験を話しながら被災地を案内する「語り部ガイド」など、被災地応援や交流人口の拡大を目的とした「復興ツーリズム」が各地で行われるなど、被災地への観光客誘致を促進しました。

## 雇用の維持・確保



写真：緊急雇用によるがれき選別作業(東松島市)

被災者の緊急的な雇用の維持・確保のため、震災により事業の縮小を余儀なくされた事業者の雇用の維持に対する支援を実施しました。一日も早い雇用と生活の安定を目指し、国との連携を図りながら、緊急的な対応として、被災した中小企業等の雇用維持の支援や震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化や雇用を創出する復興事業などを実施しました。

被災者の生活の安定に向けた低利の生活資金の融資制度の創設や、雇用の安定化に向け、被災した勤務先の早期の事業再開の支援を行いました。このほか、震災による離職等の一刻も早い就労のため、建設重機の操作免許取得の訓練など、緊急的な公共訓練を実施しました。被災者、若年者及び新規学卒者の就職促進を図るため、被災者や新規学卒者を対象とした合同就職面接会・就職セミナー等を実施しました。

また、新たな雇用の場を創出するため、自動車関連産業や高度電子機械産業に加え、クリーンエネルギー、医療など次代を担う新たな産業の集積に取り組みとともに、より多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、次代を担う新たな産業で活躍できる人材の育成に努めました。



写真：合同企業説明会

また、新たな雇用の場を創出するため、自動車関連産業や高度電子機械産業に加え、クリーンエネルギー、医療など次代を担う新たな産業の集積に取り組みとともに、より多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、次代を担う新たな産業で活躍できる人材の育成に努めました。



写真：仙台高等技術専門学校での実習(仙台市)

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 本格的な事業再開に至っていない事業者に対して、復興まちづくりの進捗を見据えたきめ細やかな支援が求められています。
- 復興まちづくりに伴い、被災地の生活や地域コミュニティ等を支える新たな商店街形成が必要です。
- 被災した水産加工事業者等は、生産機能が回復しても、販路喪失や売上減少等の課題に直面しているケースが見られるため、販路回復や新製品開発に向けた技術力の向上、経営環境の変化に的確に対応できる経営力の向上等の支援が必要です。
- 復興需要の終息後における雇用機会の縮小を見据え、事業再開支援に加え、雇用のミスマッチへの対応など、雇用の確保に向けた支援が必要です。
- 企業誘致では、用地不足の解消や更なる誘致の促進策を実施しながら、新たな企業立地につなげていくことが必要です。
- 観光分野については、震災と原発事故の風評等への対策やデスティネーションキャンペーン以降における誘客の取組、東北広域観光や復興ツーリズムなどの推進が必要です。



# 1 主な取組 (4) 農業・林業・水産業

## 被災直後の状況・課題

### <農業>

本県の農地の約11%に当たる約15,000haが津波の被害を受けました。海水が浸水したほか、大量のがれきや泥土が堆積したため、早期に農地の復旧を行う必要がありました。また、農機具や生産基盤施設なども損壊したため、営農再開が大きく遅れることが懸念されました。



写真:被災した農地(七ヶ浜町)

畜産関連では、地震や津波による畜舎の倒壊や家畜の溺死などの直接的な被害だけでなく、飼料や水の供給停止に伴う飼養不能など二次的被害も加わり、多くの家畜が犠牲になりました。

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により農作物等の汚染被害が広範囲で発生しました。農畜産品が一時的に出荷停止になるなど、生産から流通まで多方面に影響が生じました。

### <林業>

震災前の本県の木材産業は、石巻市の合板工場で合板の国内製造量の約2割が生産されていたほか、チップ製造工場、大型製材工場などが沿岸部を中心に集積し、全国有数の木材団地が形成されていました。



写真:塩害を受けた森林(南三陸町)

これらの多くが、津波により工場建屋の倒壊や設備の浸水、製品や原料の流出などの甚大な被害を受け、操業停止を余儀なくされました。

また、海岸林は、津波により岩手県境から福島県境に至る約70km、1,753haにわたり流出や倒伏等の被害を受けたほか、沿岸部の森林では津波の浸水による塩害により樹木が枯損する被害も発生しました。

このほか、木材生産に欠かせない林道施設や、海岸防潮堤などの治山施設、きのこ類や山菜類などを生産する特用林産施設にも甚大な被害が発生し、林業分野の被害額は約890億円に上る被害となりました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原木しいたけのほか場や竹林等で放射性物質汚染の被害が発生しました。

### <水産業>

県内の142の漁港全てが地震による地盤沈下や津波により防波堤の倒壊、岸壁の崩壊などの被害を受け、被害額は4,386億円にも上りました。また、津波により発生した大量のがれきが、引き波により湾内や航路を塞ぎ、海上からの救援物資等の受け入れができない事態になりました。また、燃油タンクが破壊され、海面を覆った重油やガソリンが発火して市街地に類焼する事態も発生したほか、水産物への油臭の付着も問題となりました。



写真:被災した関上漁港(名取市)

本県は、全国第2位の養殖生産県でしたが、養殖施設と養殖物を合わせた被害額は614億円に上りました。

石巻市などの沿岸部では冷凍工場が被災し、冷凍冷蔵機能が

喪失したため、大量の冷凍水産物が溶け出して腐敗し、猛烈な悪臭が漂う間接的被害も生じました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し、高濃度汚染水が海洋流出する事態が発生し、放射性物質による風評被害も発生しました。

### <食産業>

食品製造業は、多くの事業者が被災し、大変厳しい状況となりました。沿岸部を中心に、生産者、加工及び流通事業者が生産基盤だけでなく、生活基盤も失うなど甚大な被害を受けました。また、工場や設備が復旧したとしても、事業が中断したことにより、以前の販路が失われたため、新たな販路開拓も必要になりました。東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の影響のため、海外も含めて販路の確保は非常に困難な状況でした。

流通加工業者は、10産地魚市場全ての岸壁や荷さばき施設、市場管理施設が被災するとともに、魚体選別機やフォークリフト等の水揚げに必要な不可欠な機器類も被災しました。

加えて、約400の水産加工工場において、施設や設備、内部の加工機械類が被災しました。

漁港背後地に立地する水産加工団地等では、地盤沈下が顕著であり、敷地や道路が冠水するなどの被害が大きく発生しました。



写真:被災した水産加工団地(気仙沼市)

## 魅力ある農業・農村の再興

早期の営農再開のため、農地に堆積している大量のがれきや泥土を早急に撤去し、用排水機場等の生産基盤施設の復旧を行うなど、生産基盤の復旧を最優先に行い、除塩や代替作物等の導入試験、塩害克服に向けた技術開発・普及等に取り組み、津波の被害を受けた地域の営農再開を促進しました。

また、被災農業者等が営農再開に当たり、種苗の取得や家畜の再導入等を支援するとともに、共同利用による施設の復旧・整備や効率的な営農体制による農業機械等のリース、資機材の確保等を支援しました。



写真:震災後初の作付(東松島市)

被災農業者が営農再開に際して必要な資金について、天災融資法の発動、制度資金の無利子・無担保化、償還期間や据置期間の延長等を行うとともに、市町村と連携して「災害対策資金」を新たに設けるなど、資金融通の円滑化を図り、返済負担軽減のための償還猶予など、金融支援を行いました。沿岸部の農業用倉庫に保管され、津波により被災した米、大豆は、市町村の委託を受けて県が処理を行うとともに、死亡家畜の処理に係る費用を支援し、畜産経営者の負担軽減を図りました。

安全な県産品の出荷、流通を確保するため、食の安全性に関する検査体制を強化するとともに、県民等への迅速な情報提供を行うなど、食の安全性に対する不安の解消に取り組みました。

## 活力ある林業の再生

平成23年10月に「みやぎ森林・林業の震災復興プラン」を策定し、「森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興」「被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進」「木質バイオマスの多角的利用モデルの構築」を柱として、林業の復興を推進しました。

県産材の主要な受入先である沿岸部の合板工場や製材工場などの復旧は、国の「木材供給等緊急対策事業」や「木材加工流通施設等復旧対策事業」等を活用し、平成25年度末までに復旧工事が全て完了しました。この結果、県内主要16工場の製品出荷額は平成25年度末で約411億円となり、震災前の約149%まで回復しました。

また、需要先の工場等が復旧するまでの期間、木材生産や流通の停滞を回避するため、津波で流出した丸太の回収経費や素材や木材チップ等を緊急的に他地域の需要先に移送する経費に対して支援しました。

沿岸部では、海岸防災林の流失や海岸防潮堤の損壊等の甚大な被害を受けたため、国の「治山施設災害復旧事業」等を活用し、治山施設等の早期復旧に取り組みしました。

また津波被害で大量に発生した木質系災害廃棄物の有効活用を図るとともに、国の「木質バイオマス関連施設整備事業」等を活用して木質バイオマスの利用促進に向けた支援を行いました。



写真：復旧した木材製材所(石巻市)

しました。複数の漁港では、漁場の災害廃棄物撤去と同時に、海上からの救援物資の受け入れ準備として、地盤沈下した岸壁や臨港道路等の高上げ応急仮工事を実施しました。

被災した県内142漁港全てを応急復旧するとともに、水産関連産業が集積する主要5漁港（気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜）を最重点漁港に位置付けて早期復旧を進めるなど、漁港機能や防災機能の強化充実に向けた取組を行いました。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県産水産物の放射能汚染が懸念されたことから、放射能検査機器を整備し、モニタリング調査を行い、検査結果の速やかな公表を行ったほか、風評被害対策のため、全国の消費者などに対して、県産水産物の「安全・安心」のPR活動に取り組みました。

関係機関と連携し、被災した漁業者の経営再建、経営安定に向けた協業化・共同化や法人化などの取組を支援しました。

壊滅的な被害からの水産業の早期復興を目指して、民間企業の持つ資本金や経営のノウハウなどを活用できるよう規制緩和を行い、地元漁業者を主体とした民間企業が区画漁業権を取得できるようにする「水産業復興特区」については、平成25年4月、石巻市桃浦地区の復興推進計画が、国から認定されました。



写真：食品中の放射性物質検査

## 新たな水産業の創造

水産業の早期再開を図るため、漁港・漁場を埋め尽くした災害廃棄物の除去を最優先に取り組みました。漁場の廃棄物撤去については、沿岸漁場を5つのブロックに分け、順次、撤去作業に着



写真：海洋がれきの除去作業(気仙沼市)

手したほか、漁業者が行う撤去作業への支援を行い、合計で約27万㎡の災害廃棄物を撤去しました。撤去した災害廃棄物は漁港岸壁等へ仮置きし、各市町村の指定する一次仮置き場まで分別の上、運搬

## 一次産業を牽引する食産業の振興

被害の大きい沿岸部を中心に、卸売市場・水産加工施設等の食品製造関連施設の早期復旧を進めるとともに、水産加工業者や水産業団体による施設設備に係る金融支援や仮設施設の整備支援を行いました。

また、原材料調達先が被災し、代替原材料を他産地から調達する水産加工業者に対する支援や販路回復・拡大に係る商談会やPR活動等を支援しました。

さらに、首都圏をはじめ、全国各地で物産展などを開催するとともに、東京のアンテナショップでの販売を強化し、県産品の認知度向上等を図りました。



写真：県外で開催された物産展(名古屋市)

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災した農地・農業用施設等の早期復旧を進め、担い手育成を視野に、農地集約や経営規模拡大などによる競争力のある経営体を育成し、大区画ほ場整備や大規模園芸団地化等の取組を推進していくことが求められています。
- 多様な担い手の参入や認定農業者、集落営農組織、農業法人等による経営の高度化や規模拡大、6次産業化など、アグリビジネスの推進が必要です。
- 災害公営住宅の建設等で県産材の活用が図られるよう供給体制の強化が必要です。
- 漁港施設等の早期復旧を着実に進めるとともに、競争力と魅力ある水産業の形成に向けて、後継者の確保・育成、6次産業化や他産業との連携など、新たな経営体の構築に向けた取組の推進が必要です。
- 「食材王国みやぎ」の再構築に向け、付加価値の高い商品づくりや商品の積極的なPR活動等への支援が必要です。
- 放射能検査体制を徹底し、県産農林水産物の安全性を確保するとともに、放射能汚染物の処理や放射能汚染水流出の問題の解決を国や東京電力に強く働き掛けていくことが必要です。



# 1 主な取組 (5) 公共土木施設

## 被災直後の状況・課題

### <道路>

県全域で路面亀裂や段差陥没が発生し、さらに沿岸地域では津波で堆積したがれき等により、県管理道路 110 路線 275 箇所で行き止まりや通行規制を余儀なくされました。橋梁は、津波や橋桁への船舶等の衝突により 8 橋が落橋しました。このため、陸路からの物資輸送、人命救助等が困難な状況となりました。

### <港湾>

震災により、仙台塩釜港、石巻港では、防波堤等の主要な港湾施設が被災し、港湾背後に立地する臨海部産業のみならず、内陸部の産業においても、原材料や燃料のサプライチェーンが寸断され、エネルギー供給をはじめ、自動車、紙パルプ、飼料等の主要産業の生産活動が停滞するなど、県内外の産業・経済活動に大きな影響を与えました。

地方港湾でも、防波堤や物揚場等が被災し、地盤が沈下するなど、水産業など地域の主産業に甚大な影響を及ぼしました。

### <空港>

仙台空港は、津波で大量の海水が流れ込み、滑走路のほとんどが冠水し、敷地内では土砂やがれき、自動車等が散乱して、非常用発電設備が水没するなど、被害は甚大でした。ターミナルビルは、中 2 階部分まで浸水しましたが、避難所として使用され、周辺の住民や事業所職員など最大 1,695 人が避難しました。仙台空港アクセス鉄道は、空港敷地の地下トンネルが冠水し、空港駅の運輸管理所等が浸水したため、全機能が使用不能となりました。

### <海岸>

建設海岸のうち海岸保全施設のある 63 海岸で、地震による堤防の沈下や津波による堤防の決壊等の被害が発生しました。

### <河川>

県管理河川のうち 107 河川 278 箇所地震による堤防の沈下や津波による堤防の決壊、堆積土砂やがれきによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被害が発生しました。県内の 16 水門で閉扉後に甚大な被害を受け、操作不能になりました。

### <砂防>

強い震動により、県内各所で山腹やがけ地の崩落等が発生しました。仙台市太白区緑ヶ丘団地内の地すべり防止区域では団地内に開口亀裂や段差などの被害が発生したほか、仙台市青葉区佐手山では、山腹斜面に地すべり性の崩壊が発生し、佐手川に流出して土砂ダムを形成しました。石巻市鹿妻では、震動により斜面上の岩塊が落下して、がけ下のアパートが損壊し、隣接する市道が通行できなくなりました。このほか、各地で小規模ながけ崩れが多数発生しました。

### <下水道>

県が管理する沿岸部の流域下水道 3 処理場（仙台・県南・石巻東部の各浄化センター）は、津波により甚大な被害を受けました。内陸部の流域下水道 4 施設（鹿島台・大和・石越・石巻の各浄化センター）は、地震による液状化等が発生しました。

市町村が管理する下水道施設も、県内全域において、処理場・ポンプ場・管渠施設が甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により大気中に拡散された放射能が雨水とともに下水道に流入しました。

### <上水道・工業用水道>

大崎広域水道事業管内では、送水管路を中心に 95 箇所、仙南・仙塩広域水道事業管内では、同様に 55 箇所被害が発生しました。被害箇所の半数以上は、地震動による管の抜け出しや継ぎ手の離脱でした。仙台北部工業用水道事業管内では、送水管路を中

心に 10 箇所、仙塩・仙台圏工業用水道事業管内では、空気弁を中心に 123 箇所被害が発生しました。

### <都市公園>

県管理の都市公園は、津波被害を受けた沿岸部の 3 公園（矢本海浜緑地、岩沿海浜緑地、仙台港多賀城地区緩衝緑地）をはじめ、全ての 5 公園で被害が発生し、4 公園が休園となりました。市町村が管理する公園も同様で、沿岸域の各所で、市街地や集落ごと失われた公園も少なくありませんでした。

## 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

### <道路>

緊急輸送道路の通行規制の早期解除や空港や港湾などの広域交通拠点へのアクセス道路の復旧に最優先に取り組みました。また、津波被害の影響を受けることなく通行可能であった沿岸部の高速道路については、防災道路としての位置付けをより明確にし、整備を促進するとともに、地域連携を強化するみやぎ県北高速幹線道路や大島架橋など、県土の復興につながる事業に着手しました。

仙台東部道路等の高盛土構造が、津波浸水被害の防災・減災に有効であったことから、沿岸部の幹線道路においては、まちづくり計画と調整を図り、可能な区間について高盛土構造にするなど、防災・減災機能を備えた防災道路として、整備を推進しました。

橋梁については、これまでの橋梁耐震化施策が有効であったことから、引き続き橋梁耐震化を推進しました。



▲被災直後  
写真：被災した道路の復旧状況(女川町)



▲復旧後

### <港湾>

港湾においては、主要港である仙台塩釜港及び石巻港を中心とした港湾施設の回復状況の PR 活動を展開し、基幹航路の再開や取扱貨物量の早期回復に取り組みました。

また、既存の海岸保全施設の復旧と並行して、防潮堤などの新たな津波対策施設の整備にも着手し、安全な港湾の形成に向けた取組を実施しました。

平成 22 年度から着手した仙台塩釜港・石巻港・松島港の三港統合一体化では、宮城のみならず東北の産業の競争力を高め、産業・経済、雇用、暮らしを守り発展させることを理念に掲げ、さらには震災を契機に「復興のシンボル」として、実現に向けた取組を加速させました。



▲被災直後  
写真：被災した仙台塩釜港高砂コンテナターミナルの復旧状況(仙台市)



▲復旧後

### <空港>

仙台空港においては、国と連携して、早急に民間旅客機の航行が可能となるよう、早期復旧を推進するとともに、誘導路液状化

対策や無停電電源施設の整備など、空港の耐震化・津波対策を推進しました。また、仙台空港を更に活性化させるため、国の空港経営改革の動きをいち早く捉え、仙台空港民営化に向けた取組を進めました。

重要な交通インフラである仙台空港アクセス鉄道については、早期に運行が再開され、将来にわたって安定的に運行できるよう支援を行いました。

## 海岸、河川などの県土保全

### <海岸>

津波により海岸線が変化している箇所や地殻変動により大きく地盤沈下した沿岸部を高潮や波浪から防御するため、被災した海岸保全施設の緊急的応急復旧を行いました。本格復旧に当たっては、沿岸市町のまちづくりと連動しながら、堤防強化対策として、背後地の防潮林等の整備と併せて堤防幅を拡張するなど、被災教訓に基づく新しい発想による海岸保全施設の構造形式を検討し、整備に着手しました。



写真：復旧した海岸堤防(七ヶ浜町)

### <河川>

所要の流下断面を確保するため、河口や河道を埋塞している災害廃棄物や土砂を除去するとともに、洪水等による二次災害を防止するため、決壊した河川堤防等の緊急復旧を早急に完了させた上で、本格復旧に着手しました。

地盤沈下等の影響により、洪水被害のリスクが高まった低平地を中心に、総合的な洪水防御対策を推進しました。

### <砂防>

震災による被災箇所について、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防ぐとともに、避難勧告警戒体制を構築しました。また、二次災害の危険性の高い箇所について、緊急調査を行い、応急対策や避難勧告等の発令等の対応がいち早くとれる体制を整備しました。

## 上下水道などのライフラインの復旧

### <下水道>

機能停止していた流域下水道の3処理場（仙塩、県南、石巻東部の各浄化センター）の簡易処理機能を早急に復旧させるとともに、施設の本格復旧工事に着手し、平成26年3月に全て完了しました。

### <上水道・工業用水道>

供給の早期再開を最優先に緊急工事を行いながら、正常に機能させるための本格復旧に着手するとともに、甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の早期復旧を支援しました。



▲被災直後



▲復旧後

写真：被災した下水処理場の復旧状況(多賀城市)

## 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

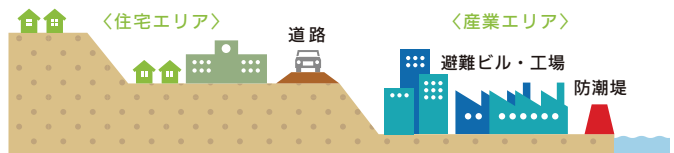
壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町では、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、被災教訓を活かした災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を基本に、住民の合意形成、地域のコミュニティの確保などに十分留意するとともに、集団移転や土地区画整理に係る新制度の活用も視野に入れつつ、それぞれの被災地域に応じた新しいまちづくり事業に着手しました。



写真：玉浦西地区まちづくり検討委員会(岩沼市)

■図：復興まちづくりイメージ

### 高台移転・職住分離のイメージ



### 多重防御のイメージ



都市公園については、日常生活や経済活動の復旧・復興の進捗状況を踏まえながら、早期復旧が可能な公園では、速やかに災害復旧工事を開始しました。一方、甚大な津波被害を被った矢本海浜緑地及び岩沼海浜緑地については、災害廃棄物の処理や復興まちづくり計画の進展を見極めるとともに、再び津波が発生した場合に備え、一次避難機能を有する防災公園として再整備計画に取り組むこととしました。

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 大規模災害時にも有効に機能する広域道路網として、三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸部の縦軸やみやぎ県北高速幹線道路などの沿岸部と内陸部を結ぶ東西連携軸の強化を図る必要があります。
- 防災・減災の機能を果たす防潮堤については、大津波による壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される粘り強い構造として、整備を推進していくことが必要です。
- 仙台空港においては、国が進める空港経営改革の動きをいち早く捉え、空港の経営一体化及び民間運営委託を推進するとともに、空港利用の旅客・貨物の需要喚起やエアポートセールスに取り組み、空港の機能充実と周辺地域の活性化を推進していくことが必要です。
- 新たなまちづくりに向けて、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の更なる加速化が必要です。



# 1 主な取組 (6) 教育

## 被災直後の状況・課題

地震や津波により、県立学校91校、市町村立学校671校、私立学校252校が被害を受けました。沿岸部においては、津波により、校舎が流失・損壊したため、一時的に仮設校舎や他校の校舎を間借りして授業を再開する学校もありました。被害が大きい学校では、他県等から派遣教員を受け入れ、人員を確保しなければならない状況でした。

また、被災直後は、多くの学校の体育館や教室などが避難所として使用され、一部の学校の体育館は遺体安置所として使用されるなど、様々な形で使用されました。教職員は、自らも被災者でありながら避難所運営に当たりました。



写真：避難所として使用された学校の体育館(女川町)

震災の影響は、学校施設等の建物被害のほか、児童生徒等の就学・学習環境にも多くの影響を及ぼし、震災による経済的理由により就学が困難になった児童生徒が増加したほか、家族や友人など身近な存在を亡くすなどの心的負担により、心に問題を抱える児童生徒も確認されました。



写真：校庭に応急仮設住宅(プレハブ住宅)が建つ志津川高校(南三陸町)

また、震災で家庭の事情が変化したり、地域コミュニティが失われるなど、家庭や地域における子育てや教育を巡る環境は大きく変化しました。

地域環境の悪化により防犯体制の整備も必要となり、学校だけでなく、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要となりました。

学校の運動場や地域の遊び場など応急仮設住宅(プレハブ住宅)等の用地として使用されたため、運動をする機会が減り、避難生活の長期化に伴い、児童生徒等の運動不足や体力低下が懸念されました。

また、県内の文化財も大きな被害を受けました。国指定や県指定の文化財など、300件を超える多数の貴重な文化財が、流失・倒壊・損傷しました。



写真：被災した仙台城跡の石垣(仙台市)

いずれも地域で大切に保存管理されてきた寺社建築や仏像、古文書、史跡、名勝、天然記念物などです。

また、大津波の被害を受けた海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの道具類の被害だけでなく、担い手が犠牲になるなど、無形民俗文化財にも甚大な被害が及びました。

## 安全・安心な学校教育の確保

震災により失われた学校機能の回復を最優先に、仮設校舎や別の学校の校舎を間借りするなどの対応により、早期の授業再開を進めるとともに、被害を受けた学校施設の復旧工事を急ぐなど、教育機会の確保に取り組みました。



写真：気仙沼向洋高校仮設校舎(気仙沼市)

また、震災の影響で経済的に就学困難になった児童生徒等に対する奨学資金貸付制度の拡充等の経済的支援や、通学困難な児童生徒に対するスクールバス運行等による交通手段の確保を図るなど、児童生徒が震災以前のように安心して就学できる環境整備を推進しました。

さらには、震災により子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、登下校や学校生活における安全への配慮や防犯への配慮などから、平成23年4月11日付けで学校における安全管理と安全教育について各学校へ通知するとともに、平成24年10月には「みやぎ学校安全基本指針」を策定しました。

東日本大震災の教訓を将来に語り継ぎ、今後発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくことができる人材を育成するため、多賀城高校に災害科学科を開設することにしました。

■表：平成23年度スクールカウンセラー等への相談内容(児童生徒、教員、保護者)

| 相談者          | 相談件数   | 相談内容  |       |              |      |     |       |       |              |      |       |       |        |        | 相談人数 |   |
|--------------|--------|-------|-------|--------------|------|-----|-------|-------|--------------|------|-------|-------|--------|--------|------|---|
|              |        | 不登校   | 学校不適応 | 人間関係<br>友人関係 | 問題行動 | いじめ | 学校生活  | 進路学業  | 家族関係<br>子の養育 | 児童虐待 | 発達障害  | 生徒対応  | その他の相談 |        |      |   |
|              | 件      | 件     | 件     | 件            | 件    | 件   | 件     | 件     | 件            | 件    | 件     | 件     | 件      | 件      | 件    | 人 |
| 児童生徒         | 17,876 | 1,044 | 1,770 | 2,633        | 254  | 149 | 3,246 | 1,127 | 1,649        | 16   | 193   | 130   | 5,665  | 19,290 |      |   |
| 小中学校関係<br>教員 | 12,786 | 1,290 | 1,024 | 529          | 427  | 42  | 817   | 296   | 868          | 59   | 682   | 4,843 | 1,909  | 15,065 |      |   |
| 保護者          | 6,505  | 1,303 | 744   | 285          | 255  | 42  | 524   | 399   | 1,726        | 10   | 337   | 59    | 821    | 6,851  |      |   |
| 合計           | 37,167 | 3,637 | 3,538 | 3,447        | 936  | 233 | 4,587 | 1,822 | 4,243        | 85   | 1,212 | 5,032 | 8,395  | 41,206 |      |   |



写真：みやぎ防災教育副読本

甚大な津波被害を受けた地域を中心に、スクールカウンセラー等の専門職員を派遣するなど、児童生徒の心のケアに、一人ひとりきめ細やかに対応するとともに、被災地の学校を中心に教職員などの人的体制を強化して、生徒指導・進路指導や教育相談の充実を図りました。

また、防災主任制度を全国に先駆けて創設し、県内全ての公立学校に防災主任を配置し、学校における防災教育の充実を図るとともに、学校の防災機能の向上に資する取組を積極的に推進しました。

震災の教訓を踏まえ、平成25年度には、児童生徒の災害に対応する力や社会に貢献する心を育むために「みやぎ防災教育副読本」を作成しました。

## 家庭・地域の教育力の再構築

震災により、家庭・地域・学校がともに大きな被害を受け、子どもを育てる環境が大きく損なわれました。

そのため、家庭・地域・学校が相互に連携し、支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を推進しました。



写真：協働教育

家庭・地域・学校の連携や協働を推進するための研修会等を開催し、人材養成に取り組むとともに、子どもの教育活動を支援する個人や企業等を「みやぎ教育応援団」として認証する取組などを行いました。

また、生涯学習に向けた多様な学びの場やレクリエーションの場を公民館等の社会教育施設や集会所等を活用して推進し、学びを通じた地域のコミュニティづくりを促進しました。地域全体で子どもを育てる環境整備を推進



写真：みやぎ教育応援団のポスター

するため、「協働教育プラットフォーム事業」を展開し、市町村において、推進協議会など組織を立ち上げ、人と地域資源をつなぐコーディネーターを配置し家庭教育支援、地域活動支援、学校教育支援などの取組が行われています。

## 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

震災により被害を受けた社会教育施設・文化施設等は、県立、市町村立を合わせて653施設に上りました。

また、公民館など多くの施設が避難所として使用されました。

被災した文化財を早期に救出し、保全するための文化財レスキュー活動を展開し、洗浄などの緊急的な処置作業を行うとともに、修理修復を支援しました。

表：県立社会教育・社会体育施設の被災状況・復旧状況

| 区分     | 被災施設数 | 復旧済み施設数 |
|--------|-------|---------|
| 社会教育施設 | 11    | 9       |
| 社会体育施設 | 5     | 5       |

※今後の復旧見込み 平成26年度：1施設、平成27年度：1施設

加えて、被災した博物館や資料館等の復旧を進めるとともに、資料の修復や整理、保管場所の確保などを支援しました。

無形民俗文化財に指定された団体の中には、活動母体のコミュニティが被災し、用具が流出・損傷するなど、活動継続が困難になったものも多くあり、活動再開に向けた取組を支援しました。

震災を後世へ伝えるため、震災に関する図書や雑誌を収集するとともに、平成24年7月には県立図書館に「東日本大震災文庫」を設置しました。また、震災関連資料のデジタル化やウェブで公開するためのシステム構築を行う「(仮称)宮城県震災アーカイブ」事業に、平成26年度末の公開を目指して着手しました。



写真：文化財レスキュー活動(石巻市)

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 復興の実現には、未来を担う人材が何よりも必要であることを踏まえ、家庭・地域・学校の協働の下、すべての子どもたちが、夢と志を持って、安心して学べる教育環境を確保することが必要です。
- 安全・安心な学校教育の確保及び家庭・地域の教育力の再構築を図るとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を引き続き進めていくことが必要です。
- 児童生徒等の心のケアの一層の充実、いじめ等の問題行動の未然防止と迅速な対応が必要です。併せて、不登校児童生徒数の動向については、その背景や原因等の把握に努め、関係者と連携しながらしっかりと対応していくことが求められています。
- 震災後における様々な環境の変化による学力及び体力・運動能力等への影響が懸念されることから、学力向上や学校体育・運動部活動等の充実を図るとともに、健康の維持や体力の増進、気力や意欲、集中力の向上のため、基礎的生活習慣の定着を推進していくことが必要です。
- 全公立学校への防災主任の継続的な配置や多賀城高校への災害科学科の設置をはじめとして、本県の特徴ある防災教育の取組を進めることが必要です。



# 1 主な取組 (7) 防災・安全・安心

## 被災直後の状況・課題

今回の震災では、想定以上の津波が襲い、多くの尊い命が奪われました。また、沿岸部の低平地部にあった建築物も、そのほとんどが流出するなど、被害は甚大でした。

一方で、内陸部では、耐震化されていない多くの木造建築物が倒壊するなどの被害も受けました。

そのため、沿岸部の自治体では、庁舎自体が津波による流失・損壊などの被害を受け、職員も多く犠牲となるなど、行政機能が一時的に失われる事態となりました。



写真:津波被害を受けた県の合同庁舎(南三陸町)

停電などにより、情報インフラが一時的に機能しない地域もあったため、内陸部の自治体も含めて、被害状況等の全体像の把握には、長期間を要しました。

沿岸部では、消防・防災施設や緊急車両等も津波で流出したほか、避難誘導等を行っていた消防団員等も多く犠牲になりました。また、沿岸部では、医療施設が被災したほか、避難所や防災拠点に指定されていた学校などの公共施設も多く被災しました。

東北電力女川原子力発電所周辺地域の放射線・放射能の監視・測定機関である原子力センターが被災し、放射線・放射能の測定機器類が滅失するなど、甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するためにも、応急的な監視・防災対策拠点施設の早急な構築が求められました。

沿岸部では、以前から「地震が起きたら、すぐに高台に避難する」と言い伝えられ、避難訓練が行われてきたこともあり、多くの人々が高台へ避難し、被災を免れましたが、迅速な避難が徹底されなかったため、数多くの犠牲者が出ました。

震災後、各避難所では、自治会や町内会などの地域住民等で組織された自主防災組織などが中心となり、炊き出しや支援物資の支給などが行われ、大規模災害時における、住民による自助・共助の防災対応の重要性が再認識されました。

震災では、警察署や交番、駐在所など214の警察施設が被災し、緊急車両等の装備品も甚大な被害を受けました。



写真:手信号による交通整理(石巻市)

このうち、気仙沼、南三陸の2警察署、交番・駐在所等25箇所が流失、損壊により使用不可能となったほか、県運転免許センターが被災し、一時業務を停止しました。

また、震災による停電で、電源付加装置のある信号機を除いて、3,312基の信号機が一時滅灯したほか、沿岸部では518基が倒壊しました。そのため、発災の翌日から派遣された広域緊急援助隊(交通部隊)とともに、信号機が滅灯した交差点において、手信号等による交通整理、交通規制を行いました。

## 防災機能の再構築

県では、被災市町村の行政機能の早期回復を図るため、全国自治体等の支援の下、職員派遣や事務の受託など、総合的に支援しました。

■表:全国自治体等からの応援職員の派遣状況(平成26年3月1日現在)

| 区分  | 事務  | 技術  |    |    |    |          |            |     |     | 合計    |
|-----|-----|-----|----|----|----|----------|------------|-----|-----|-------|
|     |     | 土木  | 建築 | 電気 | 機械 | 農業<br>土木 | 医師・<br>保健師 | 文化財 | その他 |       |
| 宮城県 | 51  | 80  | 16 | 4  | 2  | 61       | 4          | 24  | 14  | 256   |
| 市町村 | 423 | 370 | 78 | 10 | 7  | 17       | 12         | 10  | 27  | 954   |
| 合計  | 474 | 450 | 94 | 14 | 9  | 78       | 16         | 34  | 41  | 1,210 |

地域における防災体制の再整備に向けて、流出等により被災した消防・防災施設の復旧を支援しました。

また、災害時における情報通信を確保するため、衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークの構築を進めました。

東北電力女川原子力発電所周辺地域の安全・安心を確保するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、放射能測定機器の復旧及び県内全域に45基のモニタリングポストの配備を行いました。

また、津波により流出被害を受けた原子力センターは、平成24年1月に旧消防学校へ移設し、放射能監視体制を復旧しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、庁内に事故被害対策本部を設置するとともに、県内産業界及び市町村の関係者などで構成する「みやぎ県民会議」を設置し、事故被害対策に係る総合調整や情報共有を図りました。

また、空間放射線や食品中の放射性物質などを測定する機器の市町村などへの配備を進めるとともに、県民の安全・安心に伝えるため、正確な情報を適時に提供するためホームページ「放射能情報サイトみやぎ」を開設しました。



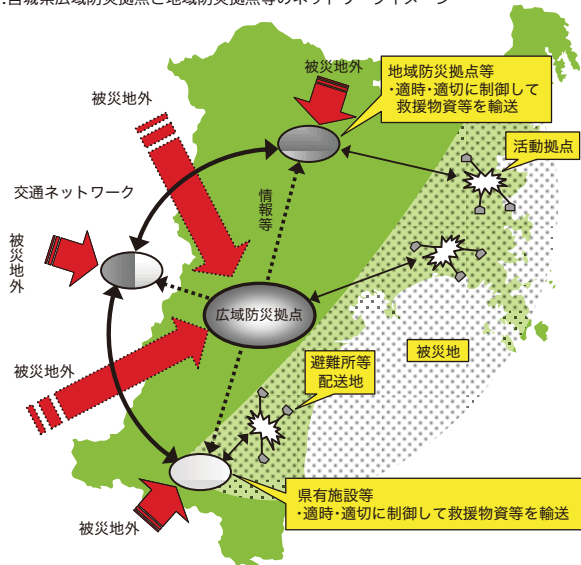
写真:放射能サイトみやぎのホームページ

平成25年度には、国の原子力災害対策指針の改定に伴い、「県地域防災計画(原子力災害対策編)」を改正したほか、平成26年1月には「原子力防災訓練」を実施しました。

今回の震災では、公立学校が避難所や防災拠点として活用されたことを踏まえ、今後の大規模災害の発生時においても、地域の一次避難所として重要な拠点となることを想定し、教職員向けに初動時の対応などの研修会を実施したほか、「防災拠点としての学校づくり事業」を活用し、志津川高校をモデルとして備蓄倉庫の整備及び発電機等の災害対応資機材等の備蓄などを行いました。

震災直後に、救援物資の円滑な集配や国や自治体等による医療チームや消防・警察・自衛隊等の効率的な配備を十分に行えなかった経験を踏まえ、大規模災害時における災害対応の中核的機能を担う広域防災拠点の整備に向けた基本構想及び計画を、平成26年2月に策定しました。

■図：宮城県広域防災拠点と地域防災拠点等のネットワークイメージ

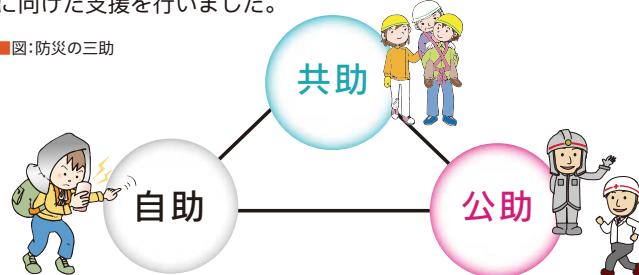


震災の記憶を風化させることなく後世に語り継いでいくため、「みやぎ鎮魂の日を定める条例」を制定し、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と決めました。

## 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化

大規模災害が発生した際に、公共の防災機関だけでは、対応は困難であるため、住民による自助・共助の防災対応が必要であるということ、今回の震災から教訓として得ました。「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下、自治会や町内会など地域住民等で組織される自主防災組織の活動が重要であると再認識されたことから、今回の震災の記憶と教訓を語り継ぐ場を設けるなどを通して住民意識の醸成を行いました。また、市町村と連携して組織づくりやリーダーの育成を推進するなど、活動の充実に向けた支援を行いました。

■図：防災の三助



## 大津波等への備え

今回の津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えました。

このため、平成25年2月に修正した「宮城県地域防災計画」では、このような災害の発生を、ハード面での対応だけでは完全に防ぐことは不可能であることから、「減災」の考え方を盛り込みました。

平成26年1月には「津波対策ガイドライン」を策定し、今回の津波で明らかとなった課題や過去の災害における教訓を踏まえ、避難の方法は原則徒歩とし「徒歩による避難が可能な方は、自動車での避難しないこと」を徹底することや、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して、徒歩での避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車での避難を検討せざるを得ない場合には、地域の実情に応じて自動車を利用した避難を検討することなど、津波発生時に住民等が円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等のソフト対策について整理しました。

平成25年3月には、震災で亡くなられた方々に追悼の意を表し、

## 安全・安心な地域社会の構築

被災した警察施設等の復旧及び機能強化を図るとともに、防災機能を強化した交通安全施設の整備を進めました。

また、被災者への防犯情報等の提供、被災地を中心としたパトロール活動の強化に加え、防犯ボランティア団体の育成等により地域防犯基盤を強化し、防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮した安全・安心な地域社会の構築を図りました。



写真：仮設住宅のパトロールの様子(石巻市)



写真：南三陸警察署仮庁舎(南三陸町)

## 再生期に向けた課題と取組の方向性

- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点等としての機能を担う広域防災拠点の整備の推進が求められています。
- 震災の風化防止や防災意識の更なる醸成に向けて、震災記録の取りまとめや啓発活動を体系的かつ効果的に推進していくことが必要です。
- 復興事業に伴う交通量の増加等による交通事故の多発が懸念されることから、交通安全教育や交通指導取締りを推進することが必要です。
- 復興に便乗した犯罪の取締り等、復興に伴う治安情勢の変化を踏まえた対策を推進していくことが必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により事業活動に対し様々な影響を及ぼしていることから、不安や風評の払拭のほか、事業者等に対する損害賠償への支援を行うことが必要です。